

＜施設利用料＞

(現行) 令和2年3月31日まで

区 分		基本利用料		
		午前	午後	夜間
多目的ホール	平 日	1,400円	1,400円	2,200円
	土・日・祝日	1,600円	1,600円	2,500円
研 修 室	平 日	800円	800円	1,300円
	土・日・祝日	900円	900円	1,500円

(備考)

「午前」とは午前9時から午後1時までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

(諸費用)

- ・空調費 : 上記基本利用料の50%
- ・電気機器利用料 : ひろすけホール・・・使用時間×300円
研修室・・・使用時間×200円

施設利用料 = [基本利用料]+[諸費用]となります。

※但し、入場料などを徴収する場合は、以下の値を上記、施設利用料 に乗じた金額とする。

- 入場料: 3,000円以上の場合・・・5倍
- 1,000円を超え3,000円未満の場合・・・2倍
- 1,000円以下の場合・・・1.5倍



(改正)

※「時間延長」は、やむをえず利用する場合のみ

(改正) 令和2年4月1日～

区 分		利 用 料		
		午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～22:00
多目的ホール	入場料を徴収しない場合	2,530円	2,530円	3,960円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,850円	3,850円	5,940円
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	5,060円	5,060円	7,920円
	3,000円以上入場料を徴収する場合	7,590円	7,590円	11,880円
研修室	入場料を徴収しない場合	1,430円	1,430円	2,310円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	2,200円	2,200円	3,520円
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	2,860円	2,860円	4,620円
	3,000円以上入場料を徴収する場合	4,290円	4,290円	6,930円

(備考)

※冷暖房の利用料は、「利用料」に含まれる。

- ・「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいう。
- ・入場料の額に格差があるときは、最高額の入場料に相当する利用区分とする。
- ・準備等のため人の出入りがなく、冷暖房及び照明を使用しないときは、入場料を徴収しない場合の使用区分の利用料の2分の1の額とする。

＜有料備品＞

器 具 名 (単位)	1回当たりの使用料	備 考
ビデオプロジェクター (一式)	1,100円	ホール内使用に限る
コントロール卓(音響機器) (一式)	1,100円	
ステージ用スポットライト(一式)	1,100円	
グランドピアノ (一台)	1,650円	
持込設備(一台) (1kwh)	110円	※要相談

- ・本表に定める利用料は、午前、午後、夜間でそれぞれ1回とする。
- ・持込設備の単位は、1台について表示された電力が1kwhに満たない場合は、1kwhとする。

【持込設備一覧】

パソコン	1kWh
プリンター	1kWh
電子ピアノ	1kWh
ドライヤー	1kWh
アンプ(音響)	1kWh
炊飯器	1kWh
冷蔵庫	1kWh
ホットプレート	2kWh
電子レンジ	2kWh

※その他の持込設備は要相談

＜お問い合わせ＞

〒992-0332
山形県東置賜郡高島町大字一本柳2110
☎ 0238-52-3838
FAX 0238-52-4588
公益財団法人 浜田広介記念館

